

動物愛護管理基本指針の点検結果

平成 18 年に指針が策定されてから毎年度実施してきた点検結果を取りまとめたもの。

- 第 1 回点検：平成 20 年 7 月 8 日実施（第 23 回中央環境審議会動物愛護部会）
- 第 2 回点検：平成 21 年 6 月 15 日実施（第 24 回中央環境審議会動物愛護部会）
- 第 3 回点検：平成 22 年 7 月 15 日実施（第 26 回中央環境審議会動物愛護部会）
- 第 4 回点検：平成 23 年 7 月 29 日実施（第 27 回中央環境審議会動物愛護部会）
- 第 5 回点検：平成 24 年 8 月 10 日実施（第 30 回中央環境審議会動物愛護部会）

基本指針（第2 2 施策別の取組）(1)～(5), (9)(10)	点検結果																																																															
<p>(1) 普及啓発</p> <p>現状と課題</p> <p>動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきているが、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解は十分とはいえない状況にある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、近年、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されてきている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。</p> <p>講ずべき施策</p> <p>国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施すること。</p>	<p>講じた施策</p> <p>動物愛護週間行事の開催や各種普及啓発資料の作成・配布、ラジオ・ホームページの活用等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施。</p> <p>【動物愛護週間行事実施状況】</p> <table border="1" data-bbox="1115 496 1827 647"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体数</td> <td>97</td> <td>101</td> <td>103</td> <td>103</td> <td>104</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>行事数</td> <td>143</td> <td>222</td> <td>248</td> <td>242</td> <td>218</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table> <p>【普及啓発資料】</p> <table border="1" data-bbox="1115 695 2051 999"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>パンフレット</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>リーフレット</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>チラシ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>発行部数（万）</td> <td>96</td> <td>58</td> <td>48</td> <td>74</td> <td>14</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>郵便事業(株)が特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念」発行（1,000万枚。21年度）。</p> <p>達成状況</p> <p>環境省による一般市民を対象としたアンケート調査では、法の認知度は約60%、内容まで知っている人の比率は約21%。</p>	年度	19	20	21	22	23	24	自治体数	97	101	103	103	104	106	行事数	143	222	248	242	218	238	年度	19	20	21	22	23	24	ポスター	3	3	4	3	2	5	パンフレット	4	4	4	4	1	1	リーフレット	1	1	-	-	-	1	チラシ	-	-	-	-	-	2	発行部数（万）	96	58	48	74	14	54
年度	19	20	21	22	23	24																																																										
自治体数	97	101	103	103	104	106																																																										
行事数	143	222	248	242	218	238																																																										
年度	19	20	21	22	23	24																																																										
ポスター	3	3	4	3	2	5																																																										
パンフレット	4	4	4	4	1	1																																																										
リーフレット	1	1	-	-	-	1																																																										
チラシ	-	-	-	-	-	2																																																										
発行部数（万）	96	58	48	74	14	54																																																										
<p>(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保</p> <p>現状と課題</p> <p>国民の約3分の1が動物を飼養しており（平成15年現在）、また、近年の少子高齢化等を背景とし、家庭動物等の飼養に対す</p>	<p>講じた施策</p> <p>適正飼養講習会等の実施、不妊去勢措置の推進や終生飼養の徹底等に関する普及啓発資料の作成・配布等を通じて適正飼養を推進。</p>																																																															

る志向が高まっている。このような状況において、国、地方公共団体等によって適正飼養を推進するための様々な取組が行われてきているが、依然として遺棄、虐待等の問題の発生が一部において見られている。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数は、従前に比べて大幅に減少したが、その絶対数は年間約42万匹（平成16年度）であり、そのうち約94%が殺処分されていることから、更なる改善が必要とされている。

講ずべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底等により、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を行うことにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

【適正飼養講習会実施状況】

年度	19	20	21	22	23	24
参加者数	397	286	54	240	-	194

【適正譲渡講習会実施状況】

年度	19	20	21	22	23	24
参加者数	154	176	140	112	-	134

「子犬と子猫の適正譲渡ガイド（21年3月）」

「動物の適正譲渡における飼い主教育（23年3月）」

遺棄・虐待の実際の事例等について調査を行って取りまとめた冊子（19、21年度）を配布し、禁止行為の周知。

自治体における動物収容・譲渡施設の整備に対する支援を実施。（平成21年度以降継続。補助率1/2）

地方交付税の積算基礎にエサ・ワクチン代計3.5億円を追加（20年度以降継続）。

自治体に収容された迷子動物や譲渡動物をインターネット上で検索できる「収容動物データ検索サイト」に平成25年3月現在で77自治体が参画。

愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とした「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）」が成立。これに基づき、規格基準の策定、製造業者等への立入検査等を実施。

達成状況

平成23年度の都道府県等における犬猫の引取り数は、平成16年度から約47%減少（16年度：約42万頭 23年度：22万頭）。殺処分率についても、15ポイント減少（16年度：約94% 23年度：約79%）。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

現状と課題

動物の不適切な飼養に起因して、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する支援等が期待されている。

また、平成 17 年 6 月に動物愛護管理法の改正が行われ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高い特定動物については、地方公共団体の必要に応じた条例による飼養許可制から法による全国一律の飼養許可制とされたところである。

講ずべき施策

ア 地域における環境の特性の相違を踏まえながら、集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬やねこの管理の方法、所有者のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。

イ 国は、動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等の意見を聴きながら特定動物の選定基準の在り方を検討すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

現状と課題

犬又はねこに関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成 15 年度現在、約 25%にとどま

講じた施策

多数の動物の飼養等に起因し周辺的生活環境が損なわれる事態等について事例を収集して取りまとめたほか、犬猫の多頭飼育を始めるに当たって注意すべき事項をまとめたパンフレット（「もっと飼いたい？（23 年 2 月）」）を作成。

集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬や猫の管理の方法、所有者のいない猫の適正管理の在り方等を検討し住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（22 年 2 月）」）を策定。

動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等による検討会を開催し、特定動物の選定基準やリストについて見直しが必要か検討。

達成状況

特定動物の飼養許可状況（平成 24 年 4 月 1 日）

	哺乳類	鳥類	爬虫類	計
箇所数	710	109	829	1,537
頭数	10,702	325	28,056	39,084

全国における犬の咬傷事故件数は、増減を繰り返しているが、全体的には減少傾向。（16 年度 6,067 件 23 年度 4,149 件）

講じた施策

マイクロチップに関する普及啓発資料を作成して所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行ったほか、埋込に関する技術講習会や普及推進事業を実施。

っている。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の向上を図る必要がある。

講ずべき施策

- ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。
- イ 関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること。

達成状況

犬猫の所有明示措置の実施率について、環境省による一般市民を対象としたアンケート調査では、犬は約 55%、猫は約 38%（平成 24 年）。

動物 ID 普及推進会議へのマイクロチップの登録数が約 71 万件に増加（平成 24 年末現在）。

自治体が保有するマイクロチップリーダーは、平成 22 年には 597 台であったのが平成 24 年には 881 台となった。

(5) 動物取扱業の適正化

現状と課題

従前の動物取扱業に係る届出制の下では、不適切な動物の取扱い等に対して、勧告又は命令等を行っても改善が見られないなどの悪質な事例が存在しており、また、このような事例以外においても、動物取扱業全般について施設や管理の水準の向上が必要な状況にあった。このため、平成 17 年 6 月に動物愛護管理法の改正が行われ、動物取扱業については、それまでの届出制から登録制とされたところである。本改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な

講じた施策

販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明の実施状況について、動物販売業者に対してアンケート調査を実施することにより制度の周知徹底。

動物取扱業として「競りあっせん業」及び「譲受飼養業」を追加（24 年 6 月 1 日）

販売業者、貸出業者及び展示業者による犬猫の夜間展示を禁止（24 年 6 月 1 日）。

達成状況

動物取扱業の登録施設数は毎年増加（17 年度：19,893 施設

運用を図る必要がある。

講ずべき施策

- ア 動物を飼養等しようとする者等に対し、動物取扱業者に対し標識等の掲示、販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明の実施等が義務付けられたことについての周知徹底を図ること。
- イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。
- ウ 国は、動物の健康及び安全の確保のより一層の推進を図るために、有識者等の意見を聴きながら幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方を検討すること。

24年度 39,916 施設)。

動物を購入した際の前説明(文書及び口頭)について、動物取扱業者を対象として平成 23 年度に実施したアンケート調査では、81%が実施していた。

動物愛護のあり方検討小委員会において、幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方について検討が行われたとともに、改正法に盛り込まれた。

(9) 人材育成

現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成 15 年度末現在、98 地方公共団体中 21 地方公共団体、約 1400 人とどまっているなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備は十分とはいえない状況にある。このた

講じた施策

動物愛護管理行政の担当者を対象とした動物愛護管理研修の実施により、専門的な知識に対する支援を行った。

【動物愛護管理研修】

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
88名	68名	90名	40名	103名	92名

達成状況

動物愛護推進協議会は着実に増加し、全国で 49 協議会(35 都道府県、12 指定都市・中核市)が設置され、80 の自治体が参画(24年3月末)。

動物愛護推進員数は着実に増加し、60 の自治体で計 2,915 名が委嘱(24年3月末)。

め、動物愛護推進員等の人材の育成等を積極的に推進していく必要がある。

講ずべき施策

ア 動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進すること。

ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

(10) 調査研究の推進

現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する調査研究を推進する必要がある。

講ずべき施策

ア 全国及び地域の各レベルにおいて連絡協議会を設置すること等により、行政機関と関係学会等の学術研究団体及び調査研究機関との連携体制の整備を図ること。

イ 関係機関が協力して、調査研究成果等に係る目録の作成を行うこと。

講じた施策

動物愛護管理に関する各種文献等の収集・整理を動物愛護管理のあり方検討小委員会を通して実施。

繁殖制限、移動、施設基準に関する科学的な文献等を収集。

全国動物管理関係事業所協議会においてブロック会議や全国大会が開催されていることを通じて、自治体間の連携を推進。